

---

一般社団法人 埼玉県知的障害児者生活サポート協会

# 定款

---

一般社団法人 埼玉県知的障害児者生活サポート協会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会に加盟し、公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会及び埼玉県発達障害福祉協会と連携し、知的障害児者並びに自閉症児者(以下、障害者という)とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活に関わる相談支援事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談支援事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる相談支援事業
- (4) その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事を置く。

(構成員)

第7条 当法人の構成員は、第2章に定める社員及び第3章に定める会員によって構成員とする。

## 第2章 社員

(資格)

第8条 当法人の社員は、会員が所属する社会福祉事業を行う事業所及び親族が参加して

いる親の会や団体等から推薦されたものとする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。
- 3 社員は会員の意見を代表して、社員総会の議案として提案することができる。

(任意退会)

第9条 社員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第23条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 施設又は事業所を廃止したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は社員の氏名及び住所を記載した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第31条の社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 会員

(会員)

第13条 当法人の会員とは以下の者を言う。

- (1) 埼玉県内に在住する障害者の親族又は法定後見人等それに準じる者で、当法人が実施する相談支援事業等を利用するために入会した者

- (2) 当法人の目的に賛同し、理事長の承認を得た者
- (3) 当法人の会員は、自動的に一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会の会員になる。
- (4) 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員に帰属する権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - 1. 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - 2. 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
  - 3. 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - 4. 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
  - 5. 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - 6. 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - 7. 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - 8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利  
(合併契約等の閲覧等)

(年会費)

第14条 会員は、障害者1人あたり、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第15条 退会する会員は、事務局に連絡し所定の脱退届を提出する。

- 2 会員が引っ越しなどで他県へ異動した場合は、原則として当該年度末をもって退会扱いとする。

(会員資格の喪失)

第16条 会員は次の場合会員資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 障害者が死亡したとき。
- (3) 年会費を指定された期日までに納入しなかったとき。

## 第4章 社員総会

(種類)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併及び事業の全部並びに事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第32条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第24条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第27条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 役員等

(役員の設定等)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、3名以内を副理事長とすることができる。

3 理事のうち2名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名以内を専務理事、1名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、社員総会において当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の権限)

第30条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総



会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者の為にする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第48条に定める理事会規則によるものとする。

(役員の実任)

第36条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(顧問および参加の設置)

第37条 当法人に若干名の顧問および参加を置くことができる。

- 2 理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問および参加は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問および参加の職務)

第38条 理事長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

## 第6章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年原則2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に 招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第49条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号及び第6号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第56条 当法人に委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、事業の推進に必要と認めるときは、理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、理事長が理事の中から委員長を指名し、委員は理事長又は理事の推薦を受けた者とする。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
- 5 委員会は、理事長又は委員会から付託された事項について協議し、その結果を理

事長及び理事会に報告する。

## 第10章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 附 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第61条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは代

議員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第62条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第63条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 長岡 均

設立時理事 松本 哲

設立時理事 村山 勇治

設立時代表理事 長岡 均

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第64条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 埼玉県熊谷市肥塚481番地2

氏名 長岡 均

2 住所 埼玉県加須市北下新井2045番地7

氏名 松本 哲

3 住所 埼玉県秩父市下宮地町22番17号

氏名 村山勇治

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会設立のためこの定款を作成し、  
設立時社員が次に記名押印する。

平成25年 6月 18日

設立時社員 長岡 均 印

設立時社員 松本 哲 印

設立時社員 村山 勇治 印

附 則

この定款は、平成26年6月16日から施行する。

附則

この定款は、平成28年6月13日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月12日から施行する。